

B: 日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

通番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
B-26	総務省	E 製造業	131	説明文	小分類131－家具製造業定義文中の「つい立」と「1391 その他の家具・装備品製造業」定義文中の「事務所用つい立」の違いをお示しいただきたい。	判断基準を明確化したい。	第6回	経済産業省	「131 家具製造業」の説明文中の「つい立」の表記を削除する。 また、家具と装備品の定義を明記する。	「つい立」は、現行の産業分類では、「131 家具製造業」、「1291 事務所用・店舗用装備品製造業」、「1392 窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ製造業」に記載があるが、備え付けの家具と言うよりは壁や窓に関連する細分類1392の装備品などに近いと考えられるため。
B-91	総務省	M 宿泊業、飲食サービス業	7621 7629	説明文	「7621 日本料理店」の○例示に「郷土料理店」の追加を検討していただきたい。 また、「7629 その他の専門料理店」の○例示に「ジンギスカン料理店」の追加を検討していただきたい。	「7621 日本料理店」は日本料理、「7629 その他の専門料理店」は特定の料理とある。「7629 その他の専門料理店」の○例示の「ジンギスカン料理店」は、北海道地方で多く見られる羊肉を使った鉄板料理で、日本独自の羊肉料理でもあることから、郷土料理とも言えるのではないかと。 両者の定義を明確に示していただきたい。	第7回	厚生労働省	郷土料理店の内容例示を削除し、「7621 日本料理店」に郷土料理店が含まれることが読めるよう説明文を修正する。 また、ジンギスカン料理店を「7621 日本料理店」の内容例示に追加する。	郷土料理店が7621に含まれることを明確化するため。
B-118	総務省	R サービス業 (他に分類されないもの)	9229	説明文	「9229 その他の建物サービス業」ビル以外(例えば工場や分類上建物と同様に扱う電車、船舶、航空機)を対象として、清掃、保守、機器の運転を行っている事業所の分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第8回	事務局 (厚生労働省) (国土交通省)	鉄道車両、船舶、航空機等の清掃を請負っている事業所が本分類に含まれることを明確化するため小分類922の名称を「建物等維持管理業」に修正し、細分類9229の名称を「その他の建物等維持管理業」に修正する。 また、9221及び9229の説明文の表記を一部修正し、9229の説明文には上記が含まれることが明確に読めるように修正した。 さらに、内容例示に「船舶清掃業」を追加する。	鉄道車両、船舶、航空機等の清掃は床磨きやガラスふきなど建物に対して行われる清掃と類似した活動が行われていることから、同分類に含めるものと考えられる。このことを明確にするため、小分類・細分類名称及び説明文を修正し、内容例示に「船舶清掃業」を追加する。 また、鉄道車両、船舶、航空機等の保守や機器の運転等に伴い修理を行う事業所は大分類E-製造業の中分類31-輸送用機械器具製造業に分類される。 なお、工場については本分類の「建物」に含まれることから明記しない。
B-133	農林水産省	M 宿泊業、飲食サービス業	7721	新設	772 配達飲食サービス業の「7721 配達飲食サービス業」から分離して「(新設)施設給食業」を設けていただきたい。	現行の「7721 配達飲食サービス業」には、宅配ピザ、デリバリー専門店など客の求める場所に食事を配達する事業形態と、病院給食業、施設給食業など調理施設を設けてその場で食事を提供する事業形態が混合している。 これら2つの業態はその施設の規模・形態、目的、食事を提供する対象等全く異なるものであることから、新たに「施設給食業(仮称)」の分類を新設し、分けていただきたい。	第7回	厚生労働省	小分類「7731 施設給食業」を新たに設ける。	コロナ禍を背景として、外食産業に変化が生じており、飲食店内での飲食のみならず、人との接触を避けて家庭内で飲食店の料理を楽しむことができる、いわゆるフードデリバリーが消費者に定着してきている。今後も一定程度の市場規模の維持が想定され、状況によっては市場規模の拡大も想定されるため、この産業を的確に把握することが経済社会情勢の実態の把握に有用であると考えられるため。
B-150	経済産業省	F 電気・ガス・熱供給・水道業	3311 3312 5599 6099	新設、 項目名、 移項	・3311発電所、3312変電所について、「発電業」、「送配電業」に変更いただきたい。 ・現在、細分類5599 他に分類されないその他の卸売業、細分類6099 他に分類されないその他の小売業に含まれる「小売電気業」、「特定卸業」について、大分類Fのうち、中分類331 電気業の小分類に分類いただきたい。 【発電業】自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業 【送配電業】自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。) 【小売電気業】電気の小売供給を行う事業 【特定卸業】発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法等により電気の供給能力を有する者(発電事業者を除く。)から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給する事業	・生産物分類において、「小売電気業」は「電気業」に分類されており、分類方法を合わせるため。 ・また、2014年の電気事業法の改正で、電気事業の類型を見直し、「発電事業」「送配電事業」「小売事業」にしたところ。 ・さらに、2020年の電気事業法改正により、「配電事業」「特定卸供給事業」を法律上位置づけた。 ・これらを踏まえ、現行の事業実態に即したものをとするため。 ■参考:サービス分野の生産物分類(総務省) https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/service/index.htm ※参考2「分類項目名、説明及び内容例示」	第4回	経済産業省	ご意見を踏まえた修正を行った。	「サービス分野の生産物分類」(平成31年4月決定)における電気業及びガス業の生産物分類との整合性を図るため、「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)」及び「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)」の改正を踏まえた現行の事業実態に即応した区分設定が必要であるため。